

三軒茶屋三角地帯魅力発信事業 写真集(ブランドブック)制作業務委託 仕様書

1. 業務の目的

三軒茶屋の観光資源の一つである三角地帯は、地元住民には広く認知され親しまれている一方で、来街者における認知度は限定的であり、その独自の魅力や地域価値が十分に発信されていない状況にある。三角地帯には、昭和的景観と現代的要素が入り混じる独特の街並みや建築物、路地景観、地域文化が残されており、他地域にはない個性的な都市景観を形成している。

本業務では、これらの地域資源を写真により視覚的かつ芸術的に表現し、その魅力を都市景観資源として国内外へ広く発信することで、三角地帯のブランド化及び来街促進につなげることを目的とする。

2. コンセプト

本制作物は、文章主体ではなく写真を中心とした構成とする。一般的な観光パンフレットのようない情報発信ではなく、三角地帯における街並み、建物、日常風景及び地域特性を、アートとして切り取ることを基本的な表現方針とする。

昭和的景観と現代的要素が混在する三角地帯の独自性を、景観資源として再解釈し、その魅力を視覚的に提示する写真集(以下「ブランドブック」という)を制作する。また、本ブランドブックは、国内のみならず国外からの来街者にも三角地帯の魅力をブランドとして印象づける構成とし、実際の来訪意欲を喚起する高い訴求力を備えたものとする。

3. 業務の概要

(1) 件名

三軒茶屋三角地帯魅力発信事業 写真集(ブランドブック)制作業務委託

(2) 契約期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

4. 委託業務内容

受託者は、三角地帯の魅力を効果的に発信するブランドブックを企画・制作すること。なお、本業務により制作するブランドブックは販売を目的とするものではなく、国内外の来街者等への配布を前提とした広報・プロモーション媒体とする。

(1) 業務内容

- ・全体スケジュール作成及び進行管理
- ・ブランドブック全体の企画構成及びアートディレクション
- ・写真撮影
- ・取材及び資料収集
- ・キャプション及びテキスト制作、翻訳(日本語・英語 併記)

- ・デザイン及びレイアウト制作
- ・地図(MAP)制作
- ・校正及び色校正
- ・印刷製本
- ・電子媒体制作(PDFデータ、画像データ等)
- ・撮影写真等を活用した訪日外国人向けランディングページの企画・制作
- ・成果物納品
- ・その他、本業務遂行に必要な一切の業務

(2)撮影内容

被写体は、三角地帯を象徴する景観、建築物、人物、店舗等とし、王道のポイントから細部的な要素までを網羅すること。なお、以下は例示であり、受託者は企画提案時に独自提案を行うこと。

<主な撮影対象(案)>

- ・三番街通り等の象徴的景観
- ・トタン屋根等、地域特有の建築要素
- ・路地、看板、配線、雑居ビル等の特徴的景観
- ・地域性及び独自性を感じさせる場所
- ・飲食店内観及び店主等
- ・三角地帯の歴史や文化に関わる人物
- ・昭和と令和が混在する都市景観
- ・夜間景観及びネオン景観

(3)写真及び文章表現

各写真には、日本語及び英語によるキャプションを付すこと。

キャプションは単なる説明にとどまらず、街並みの特徴、歴史性、文化性及び景観の魅力を簡潔かつ効果的に表現するものとする。

(4)ランディングページ制作

受託者は、本業務において撮影した写真素材等を活用し、ランディングページ(以下「LP」という。)を企画・制作すること。なお、本業務において制作したLPは、訪日外国人向け世田谷区観光サイト「Enjoy! SETAGAYA」からリンクを設置し、閲覧者が遷移できる導線を整備する予定である。(URL:<https://en-kankosetagaya.jp/>)

制作するLPは、ブランドブックとの統一感を持たせること。また、国内外の閲覧者、特に訪日外国人旅行者に対して、三角地帯への来訪意欲を喚起する内容とすること。

加えて、受託者は、LPの認知拡大及び閲覧促進を図るため、効果的な周知・誘導施策について提案を行うこと。

なお、掲載内容、デザイン、掲載写真、構成、導線設計及び周知施策等については、委託者と協議の上決定するものとする。

5. 企画

(1)制作方針

- ・ブランドブック全体を通して統一感のあるデザイン及び構成とすること。
- ・国内外問わず訴求力のある内容とすること
- ・撮影地点が把握できるよう、誌面内 MAP と連動させること。
- ・単なる観光案内にとどまらず、三角地帯の街並み、景観、文化及び空気感を芸術的視点により表現し、アート性及び作品性を重視した構成とすること。
- ・写真表現については、「三角地帯＝アート」という世界観を視覚的かつ印象的に表現するものとし、国内外の閲覧者に対して、三角地帯の独自性、文化性及び都市景観としての魅力を強く印象づける内容とすること。

(2)対象エリア

本業務における「三角地帯」の範囲は、別紙に示す対象エリア図のとおりとする。

(3)ブランドブック仕様

サイズ	B5版
ページ数	32ページ程度(表紙・裏表紙含む。)
写真点数	30 点以上
刷色	フルカラー
表記	日本語・英語併記
印刷部数	10,000 部

なお、上記の規格にとらわれない新規提案も拒まないこととする。

6. 企画・制作にあたっての留意事項

- (1)編集にあたっては、委託者と十分に協議し、視認性・可読性などに留意すること。
- (2)印刷時の色味再現性に配慮し、必要に応じて色校正を実施すること。

7. 実施体制及びカメラマンの要件

受注者は、本業務の趣旨を十分に理解し、業務を円滑かつ確実に遂行できる実施体制を構築すること。

(1)実施体制の要件

受注者は、以下の要件を満たす体制を構築すること。

- ・世田谷区又は三軒茶屋エリアに関する地域特性への理解を有すること
- ・三角地帯の文化、歴史及び都市景観に関する知見を有すること
- ・ブランドブック等の企画構成、編集及びアートディレクションを統括できる体制であること
- ・写真・デザイン・編集の各工程において、関係者間の連携及び品質管理を適切に行える体制であること
- ・国内外向け広報媒体の制作に対応できる実施能力を有すること

(2)カメラマンの配置及び要件

本業務に従事するカメラマンは、以下の要件を満たす者を1名以上配置すること。なお、必要に応じて複数名での撮影体制を構築することを妨げない。

- ・都市景観、建築物及び人物撮影に関する十分な実務経験を有すること
- ・地域の空気感や生活文化を捉えたドキュメンタリー性のある撮影が可能であること
- ・夜景、路地空間、密集市街地等の撮影技術を有すること
- ・観光PR、地域ブランディング、出版物等における撮影実績を有すること
- ・企画意図を十分に理解し、アートディレクター及び編集担当者と連携した撮影が可能であること

また、撮影にあたっては、単なる記録写真ではなく、三角地帯の都市景観価値を最大限に引き出す視点を持ち、構図・光・時間帯等を工夫した芸術性の高い撮影を行うこと。

8. 素材・取材について

- (1)ブランドブックに使用する写真素材については原則として本業務において新規撮影したものとする。
- (2)取材・撮影の許可や、紹介する内容・写真については、受託者が該当施設や関係者に直接依頼及び確認を取った上で作業を進めること。
- (3)使用素材に係る使用料等は委託費用内に含めること。

9. 納入要件

(1)納品場所

公益財団法人 世田谷区産業振興公社(世田谷区太子堂2-16-7 4階)

(2)納品物

以下のものを提出・納品すること。

項番	納品物	数量
1	ブランドブック(冊子)	10,000 部
2	PDFデータ(WEB閲覧用)	一式
3	写真データ	一式
4	編集用データ(Adobe InDesign 等)	一式
5	訪日外国人向け HP LP データ	一式
6	業務完了報告書	一式

10. 著作権について

- (1)受託者が納入するすべての成果物の著作権は、契約金額の入金完了をもって公社に帰属することとし、受託者には連絡なく二次利用、Web 掲載できるものとする。ただし、受託者が従前より保有していた著作権含む知的財産権については、この限りではない。

(2)業務の履行に関し新たに著作した成果物の著作権は、公社に帰属する。

11. 個人情報保護

- (1)個人情報の収集、および個人情報を扱うコンテンツの制作を行う場合は、個人情報の漏えい改ざんなどの防止について明確な対策を実施すること。
- (2)個人情報等の機密情報を送信する必要のあるページについては、SSL により暗号化処理を行うこと。(SSL の取得については、本契約費用の範囲内で受託者が行うものとする。)
- (3)「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」(別紙)を遵守すること。

12. 運搬責任

委託業務にかかわる物品、資料および納入すべき物品等の運搬が必要な場合は、受託者の責任で行うものとする。

13. 契約不適合

- (1) 受託者は、本業務の完了後においても、受託者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合は、公社の指示に従い、受託者の負担において速やかに修正を行わなければならない。
- (2)(1)の瑕疵の原因につき、公社の善管注意義務違反を伴う帰責事由によるものであることが判明した場合、公社は、受託者の保守対応の範疇を超えた部分の対応費用について支出することができるものとする。
- (3)(1)に基づく修補を実施したにもかかわらず瑕疵が解消されなかった場合、受託者はシステム改修案を提示し、公社の承認を得たうえで、無償でシステム改修を実施するものとする。

14. 損害補償

受託者は、「13 契約不適合」の事由により第三者に損害を与えた場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、賠償責任を負うものとする。但し、その金額は、個別契約に定めた代金を限度とし、公社と協議の上決定するものとする。

15. 支払方法

検査合格後、請求に基づき支払う。(1回)

16. その他留意事項

- (1)事業の実施にあたっては、公社と事前に十分協議を行いながら事業を進めるものとし、受託者側の提案による修正もあり得る。
- (2)公社は、業務実施中に随時報告を求めることができることとする。作業方針、内容等に疑義が生じた場合には、その都度協議した上で、その指示に従うものとする。

(3)本仕様書に定めのない事項、またはこの仕様書について疑義の生じた事項については、公社と受託者とが協議して定めるものとする。

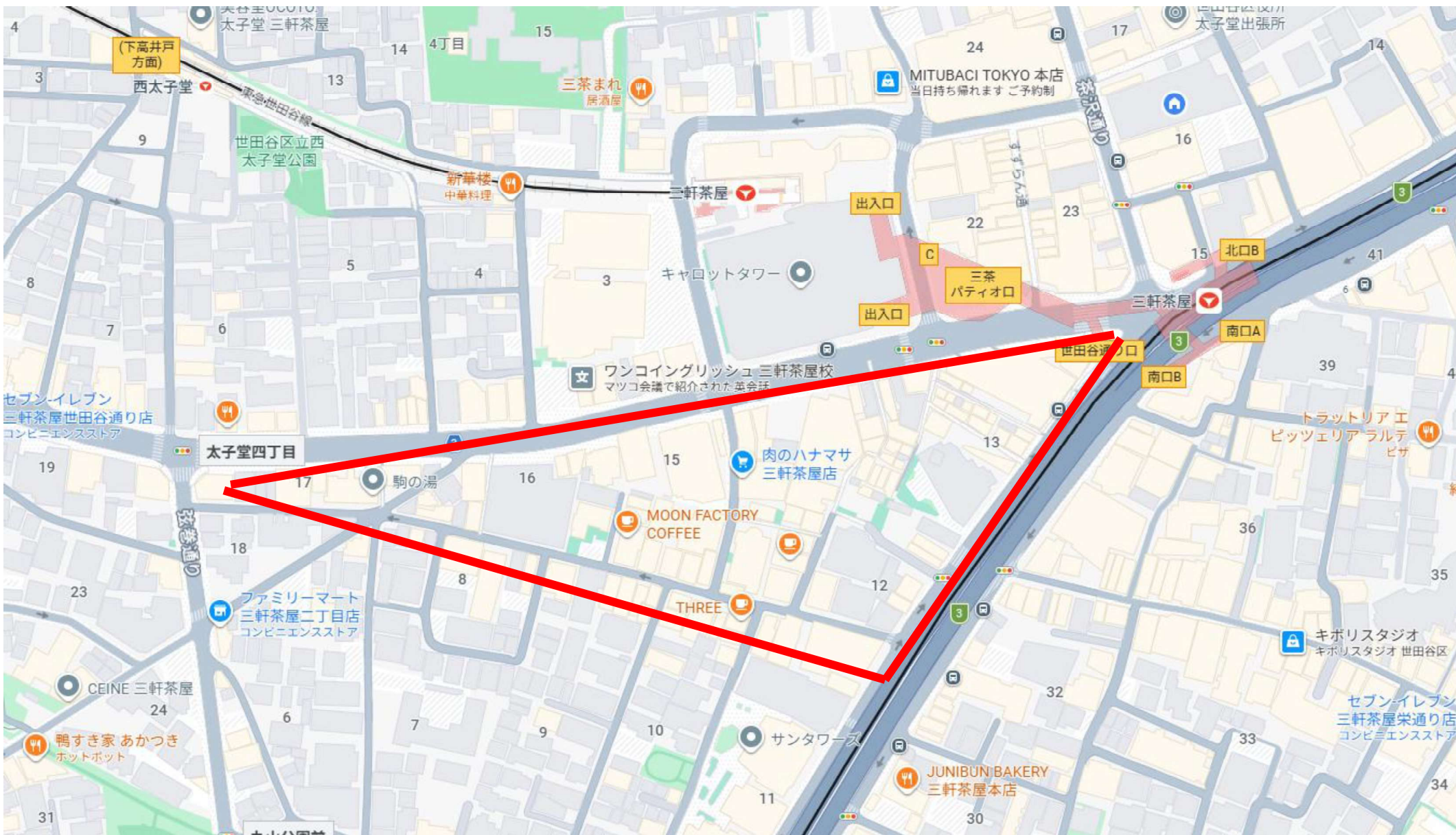
(4)受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。

17. 本件担当

世田谷区太子堂二丁目 16 番地 7 号 世田谷産業プラザ 4F

公益財団法人世田谷区産業振興公社 交流推進担当課 地域活性係

TEL:03(3411)6715 FAX:03(3412)2340



個人情報を取り扱う業務委託契約の 特記事項

(秘密保持義務)

- 1 受注者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

(再委託の禁止)

- 2 受注者は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を公社に通知し、公社の承諾を得なければならない。また、再受託者にも、この契約を遵守させなければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

- 3 受注者は、個人情報を公社の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

(返還)

- 4 受注者は、契約を終了したとき、又は公社が個人情報の提出を請求したときは、その保有する個人情報を直ちに公社に返還しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

- 5 受注者は、個人情報の全部又は一部を公社の許可なく複写し、又は複製してはならない。公社の許可を受けて複写又は複製したときは、委託業務の終了後直ちに当該複写物又は複製物を焼却又は裁断等により、利用できないように処分しなければならない。

(授受及び保管)

- 6 受注者は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(立入検査及び調査)

- 7 公社は、個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受注者に対して必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。

(事故の報告)

- 8 受注者は、事故が生じたときには直ちに公社に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面により公社に報告し、公社の指示に従わなければならない。